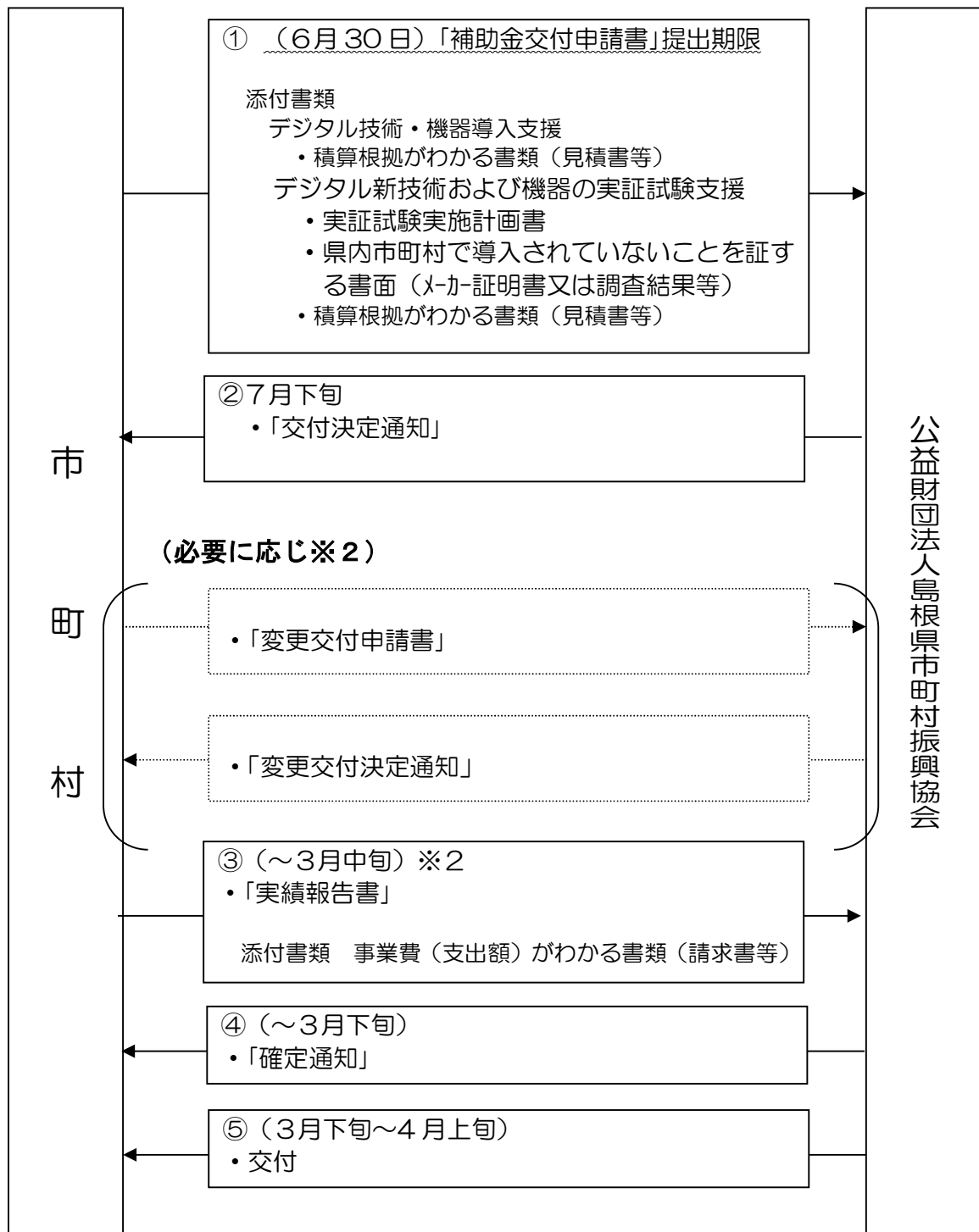


令和7年度 デジタル技術・機器導入支援事業費補助金 フロー図

R7.3 市町村振興協会



※1 原則として、6月30日までに補助金交付申請書を提出すること。

※2 変更申請が必要な場合（要綱第8条）

①事業の目的や事業の主要部分を変更する場合

（判断に迷った場合はご相談ください）

②事業が期間内に完了することができないと見込まれる場合

③事業の中止、廃止

※2 申請したすべての事業が完了した場合は、速やかに実績報告をすること。